

令和3年11月10日
総務部総務課

特別区人事及び厚生事務組合同規約の変更に関する協議について

1 協議趣旨

特別区人事・厚生事務組合が設置及び管理する更生施設を順次、救護施設に転換することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、特別区人事及び厚生事務組合同規約（昭和26年8月10日東京都知事許可）の一部を変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

【参考】

- ・一部事務組合の規約変更は、関係地方公共団体の協議及び都道府県知事の許可を要する。（地方自治法第286条第1項）
- ・一部事務組合の規約変更に係る協議は、関係地方公共団体の議決を経なければならない。（地方自治法第290条）

2 規約変更について

（1）変更理由

更生施設利用者の生活課題が多様化し、また、障害・傷病が重度化していることから、利用者支援の充実や施設運営体制強化を図るため、更生施設を順次、救護施設に転換する。については、種別転換にあたり、規約に定める共同処理事務の一部を変更する。

（2）変更内容

特別区人事及び厚生事務組合の共同処理事務に、救護施設の設置及び管理に関する事務を加える。（第3条第8号関係）

（3）変更規約施行日

令和4年4月1日

3 今後の予定

令和3年12月

特別区人事及び厚生事務組合同規約変更に関する協議書（案）の作成

令和3年12月中

東京都知事へ規約変更の許可申請

令和4年4月1日

変更規約施行